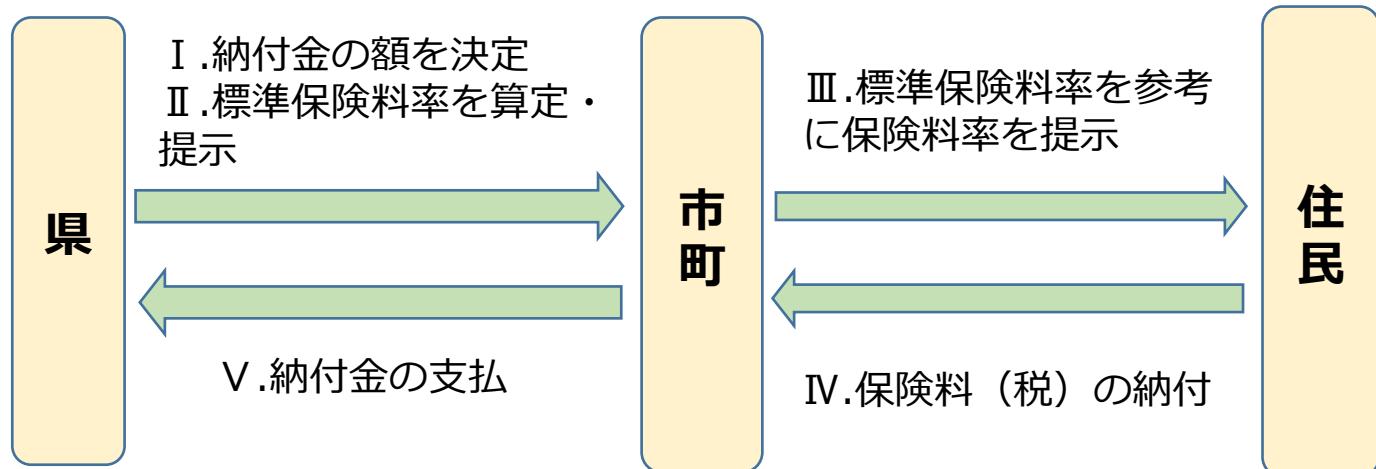


市町の納付金及び標準保険料率算定について



- 県が市町に示す納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金を別々に計算し、合算したもの。
- 県全体で必要な保険給付費等は、医療分は保険給付費、後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金、介護納付金分は介護保険料、子ども・子育て支援納付金分は子ども・子育て支援納付金の必要額を、国から示される係数や市町からのデータ等を基に推計して算出する。
- 県全体の保険給付費等から、市町の納付金・標準保険料率までのおおまかな流れは以下のとおり。

市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

県全体の保険給付費等

医療分 (保険給付費)	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (介護保険料)	子ども・子育て 支援納付金分
----------------	---------------	-------------------	-------------------

1 納付金算定基礎額の算出

- 県全体の保険給付費等から、前期高齢者交付金や普通調整交付金（国費）等の公費の歳入を差し引き、歳出（共通経費）を加えて、納付金算定基礎額を算出する。

【歳入・歳出の県単位化（共通）部分】

- ※ 出産育児一時金、葬祭費（1件3万円）、審査支払手数料を共通経費として県全体の歳出に加える。
- ※ 医療費に関する特別調整交付金（国費）を、県全体の歳入に加える。

市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ(続き)

2 各市町の納付金の算出

- (1) 市町ごとの所得水準を反映する。
- (2) 納付金の算定方法の変更（令和6年度）による影響額について、一定割合を市町間で相互扶助する。
- (3) 各市町の納付金算定基礎額の総額を県の総額に合わせる。
- ※ 市町ごとの年齢調整後の医療費水準を反映しない。(医療分)
※ 所得水準の反映に用いる応益割と応能割の比率を50:50とする。
※ 市町間の相互扶助により納付金額の激変緩和を図る。
(子ども・子育て支援納付金は除く)

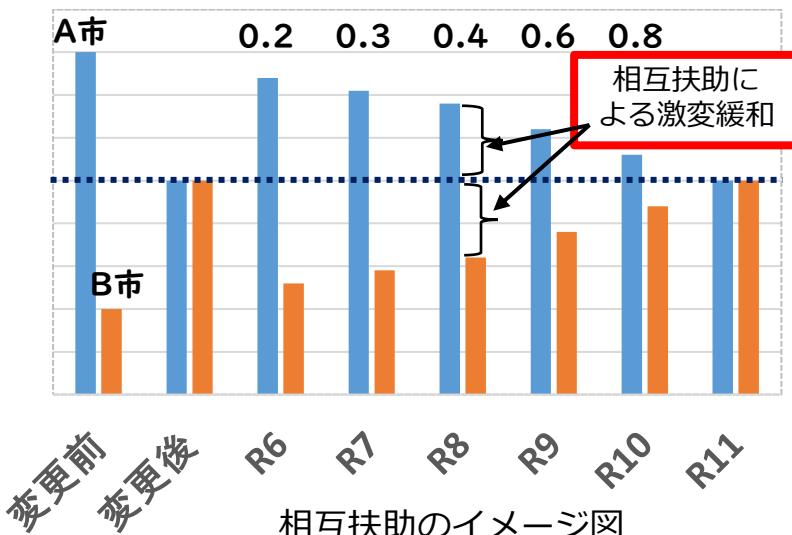
2 (1) 所得水準による調整

- ①県全体の納付金算定基礎額を応益分（人数シェアと世帯数シェア）と応能分（所得シェア）の2つに分ける。※応益割：応能割=50:50
- ②応益分を各市町の人数シェアと世帯数シェアに応じて、応能分を各市町の所得シェアに応じて各市町に配分する。
※人数シェア：世帯数シェア=70:30



2 (2) 相互扶助による激変緩和

- 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分について納付金の算定方法の変更に伴う影響額のうち、一定割合を市町間で相互扶助することにより、納付金額の激変緩和を図る。
- 令和8年度の相互扶助の一定割合は、0.4とする。



市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ(続き)

2 (3) 調整係数による調整（県の総額に合わせる）

- 各市町の納付金額の総額を県の総額に合わせるために調整する。

3 各市町の保険料必要総額の算出（市町ごとの加減算）

- 市町ごとに異なる公費、費用を加減算して、保険料必要総額を算出する。

主な加減算項目

	加算項目	減算項目
医療分	保健事業 直診勘定繰出金 葬祭費（1件3万円超） 条例減免 特定健康診査	国からの交付金 保険者支援制度 県繰入金（市町ごとの事情による） 特定健康診査負担金 過年度の保険料収入見込み
後期高齢者支援金分	条例減免	保険者支援制度 過年度の保険料収入見込み
介護納付金分	条例減免	保険者支援制度 過年度の保険料収入見込み
子ども・子育て支援 納付金分	条例減免	保険者支援制度

4 市町村標準保険料率の算定（標準的な収納率による調整）

- 保険料必要総額を市町ごとの収納率※で割り戻し、標準的な賦課割合により市町ごとの標準保険料率を算定する。（※市町ごとの直近3年の最低値）
- 県が示す標準保険料率は、市町ごとの事情（基金からの繰入等）を考慮していないため、市町が定める保険料率とは必ずしも一致しない。

保険料率の決定（市町）

- 市町は、県が示した納付金額、保険料必要額等を参考に、賦課割合、収納率見込みや基金からの繰入等を考慮して、保険料の算定方式、保険料率等を決定する。